

奈良市地域福祉推進会議より

## 地域福祉型の社会福祉施策体系への展望 もとめられている総合的包括的な生活支援体制の整備

奈良市地域福祉推進会議

地域福祉が社会福祉法に位置づけられてから 17 年、本市においては、平成 18 (2006) 年に第 1 次地域福祉計画を策定し、社会福祉施策の今日的なあり方の整備をめざしてきました。地域福祉の実現には、市民・住民の理解と主体的な参加・協力、市民と市の施策との協働が志向されねばなりません。本市の社会福祉の施策体系にあっても、生活困難者や障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉分野などへの経費の支出が増大しています。超高齢社会に突入し、財政支出や市民生活支援のあり方についての新たな展望の共有と体制づくりが急務です。

地域福祉の展開にもとめられる基本的な理解は、暮らしの課題を総合的包括的にとらえ、行政をはじめ、地域の住民組織や各種事業者、福祉関係者などが横断的な連携・協働体制でもって取り組んでいくところにあります。今期の計画では、「重点的なたりくみと実施事業」(第 4 章)として、1. 「ひと」づくり、2. 「ネットワーク」づくり、3. 「こと」づくり・「場」づくりを提案しています。ここでは、これらの重点事業がさらにめざすべき条件整備の展望、わけても奈良市行政が急ぎ取り組んでいくべきいくつかの施策の方向性について記します。

### 1. 「ひと」づくり ～地域生活をささえるひとづくり～

今日の生活困難の特徴として、市民の誰もが社会的孤立や社会的排除に遭遇する可能性をあげることができます。社会構造が変化するなかで、生活そのものと生活意識の「個人化」がすすんだ結果、身近な人びとと見守り支えあう関係が希薄になっています。行政施策としての社会福祉サービス・施設の実施だけでは対応しきれない、いわば制度の「隙間・狭間」にある生活課題が拡大しています。厳しい表現になりますが、第 3 章において、「**他人事(ひとごと)ゼロ**」「**虐待ゼロ**」「**孤立ゼロ**」と記したのは、日ごろ、生活現場にかかわって、社会的サービスの隙間を実感している専門職の切実な願いを反映しています。

まず、暮らしに身近なところでの見守り支えあう関係づくり、本来、人びとがもっていた「お互いさま」の生活文化・「暮らしの共同性」を再構築していくための自治的な市民活動の充実が何よりも重要です。その基盤整備において、地域福祉への理解を促進していくための広報事業・啓発事業の充実がもとめられます。市としての条件整備の課題として、①**市民活動の拠点・ボランティアセンター等の拡充**、②**市民活動・ボランティア活動に寄りそって働く専門職の増員**が不可欠です。介護保険法の改正においても、「介護予防は地域づくりから」の観点から、住民活動をサポートしていく「生活支援コーディネーター」が位置づけられています。



## 2. 「ネットワーク」づくり ～課題を深刻化させない連携づくり～

しかし、生活課題のすべてを身近な関係のなかだけで解決できない現実があります。暮らしの困りごとを受けとめ、深刻化させないための専門的な対応とその連携づくり、すなわち、地域レベルでの相談支援体制の充実、権利擁護事業の推進がこれにあたります。

①困りごとを受けとめる「**見守り・サポートシステム**」のためのセンター機能をもった窓口の整備については、生活課題の現実から地域包括支援センターが、介護保険制度の枠をこえて機能することが期待されています。

②地域包括ケアシステムの充実について、医療・保健・福祉の連携の充実がもてられていますが、その実現の基盤には地域福祉の推進が不可欠です。専門職連携と地域連携との調整、とくに、地域支援事業のまとめ役、障害者地域自立支援協議会や地域子育て支援事業との連携など、総合的横断的にとりくむ必要性から、**基幹型地域包括支援センター**が設置されることを期待しています。

③介護保険法の実施における契約方式の導入で、措置制度にかわる公的責任を担

保する施策として、民法改正による成年後見制度、社会福祉法の日常生活自立支援事業が実施されることになりました。近年では、家族機能が薄れていく状況のなかで、判断力が低下している人びとの権利擁護がきわめて重要な課題になっています。社会的孤立や引きこもらざるを得ない人びとへの対応など、社会的な課題として受けとめていくべき課題もふえています。専門職のとりくみも窓口対応だけでなく、地域に出むいて活動するアウト・リーチが大事になってきています。そうした人びとへの地域の見守り・支えあい活動、日常生活自立支援事業（権利擁護事業）、成年後見制度の活用を一貫して受けとめ、判断し対応していく役割をもった権利擁護センターの設置が急がれます。

### 3. 「こと」づくり・「場」づくり ～くらしを支えあう活動・サービスづくり～

市民活動・ボランティア活動のための条件整備が、結果として、社会的経費の軽減につながる事がわかってきました。たとえば、地域のみなさんによって支えられているサロン活動が発展したことで、居場所・生きがいづくりに役立っていることは明らかです。高齢者サロンが充実していくなかで、子育てや障害者の居場所づくりもふえてきました。今日の孤立しがちな生活状況の改善目標は「社会参加」です。多様な「居場所」、家庭・職場以外の交流と対話の場をつくっていくことが大事な時代になっています。

①行政にもとめられるのは、まず、そうした活動の場の提供です。**空き家対策との連動や住民活動の場の提供**を含んだ施設整備などです。

②第4章の基本目標3「こと」づくり・「場」づくりでは、子ども育成支援に多くをあてています。先行した高齢者分野での経験に学びながら、新たなサービスづくりを展望しています。

③障害者の就労に向けた支援事業について、平成29年度から産業振興課がとりくむことになりました。従来の障害福祉施策の枠をこえた**庁内連携**として注目されます。「こと」づくり・「場」づくりにおいて、従来のタテ割りをこえていくための横断的な視点が育っていくものと期待されます。